

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

法令名	肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年12月22日法律第98号)
根拠条項	第9条第1項
処分の概要	指定協会の指定解除
法令の定め	第9条 都道府県知事は、指定協会が次のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第6条第1項の指定を解除することができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。 (1) 第7条第3項第1号(生産者補給金交付業務を適正かつ確実に実施できると認められること。)の要件に適合しなくなったとき。 (2) 業務規程に違反して生産者補給金業務を行ったとき。 (3) 正当な理由がないのに当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者との生産者補給金交付契約の締結を拒んだとき。 (4) 前条第1項(業務規程の変更)の規定に違反したとき。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号:011-204-5439)
備考	(公表アドレス:nhttp://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)